

# 岐阜県公報

号外 (2) 平成二十九年五月八日

## 監査委員告示

監査委員告示  
目 次

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表  
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表  
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監査委員)  
(同 )  
(同 )

五四一 ページ

岐阜県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百九十九条第十一項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年五月八日

岐阜県監査委員 水 小 山 本 野  
岐阜県監査委員 藤 伸 野  
岐阜県監査委員 杉 本 伸  
岐阜県監査委員 田 伸 伸  
岐阜県監査委員 佐 伸 伸

## I 平成28年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

## 1 平成28年度

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	(単位:件)	
				C	A+B+C
指摘事項	A	86	83	2	1
指導事項	112	110	2	0	0
検討事項	9	2	4	3	4
計	207	195	8	4	4

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年3月29日、3月30日及び3月31日に知事等関係機関から通知があつたもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に

対し是正若しくは改善を求める事項

## II 定期監査の結果に基づき講じた措置

## 1 平成28年度

## (1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

## 環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
私学振興・青少 年課	平成28年度修学ハックアップ貸付金の収入事務において、納期限を過ぎて返還されたりにより発生する延滞金13,200円の徵収手続を行っていないかたので、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。	指摘があつた奨学生の返還遅延に係る延滞金については、平成28年10月7日に徵収した。退学や休学を理由に貸与を打ち切った場合の奨学生の返還については、卒業後の奨学生返還と同様に、納期限内に返還がなかつたときは、岐阜県高等学校奨学生貸与規則第13条の規定に基づき延滞金を徴収しなければならないことを課内で周知徹底した。また、貸与手取りに係る奨学生の返還は、財務会計システムから出力される「取納状一覧表」の取納情報で把握するため、今後は、同一覧表に返還金満定日を書き込みで回収することにより、複数の職員が返還遅延及び延滞金発生を確認できるよう再発防止策を講じた。

## (2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

## 環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
私学振興・青少 年課	高等学校授業料免除事業等支援臨時特例 出科目を会計管理費(簡:償還金、利子及び引当料)とすべきところ、その一部を私立学校振興費(簡:積立金)としていたので、今後は適正に処理されたい。	基金の国庫返還金の支出事務において、支出科目を会計管理費(簡:償還金、利子及び引当料)とすべきところ、その一部を私立学校振興費(簡:積立金)としていたので、今後は適正に処理されたい。
現代陶芸美術館	特定個人情報に係る管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならぬが、所属長以外の者が承認をしていた。 2 特定個人情報の取扱い後は、「特定個人情報取扱記録簿」の処理結果確認欄に記録し、個人情報管理者の確認を得なければならないが、それらがなされていなかつた。	「特定個人情報取扱記録簿」に記載済みの取扱いについて、速やかに所属長の処理結果確認を受けた。 今後は「個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」及び通知「特定個人情報取扱事務に係る台帳の整備について(依頼)」に従い所属長による取扱い前の承認及び取扱い後の処理結果確認を確実に行って、適正な管理の徹底を図る。

## (3) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
法務・情報公開課	特定個人情報に係る管理事務において、「特定個人情報管理台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を作成しないまま特定個人情報を取り扱ったにもかかわらず、「特定個人情報の漏えい等の事故防止の観点から、「岐阜県立職業能力開発校(国際たくみアカデミー及び木工芸術スクール)の寄宿舎入寮生の光熱水費の徴収について、「岐阜県立職業能力開発校寄宿舎共益費徴収要領」に基づき入寮生一人当たり月額300円を共益費として定めて徴収し、県の歳入(雑入)に計上している。しかし、共益費の額が利用実態に見合つた設定となつていなかったために寄宿舎の光熱水費を県が過分に負担していると考えられることから、共益費の額の設定について、受益者負担の原則に基づいた見直しを検討されたい。	<p>特定個人情報の適正な管理のための措置は今後一層増加することが想定されるため、特定個人情報の漏えい等の事故防止の観点から、「岐阜県立職業能力開発校(国際たくみアカデミー及び木工芸術スクール)の寄宿舎入寮生の光熱水費の徴収について、「岐阜県立職業能力開発校寄宿舎共益費徴収要領」に基づき入寮生一人当たり月額300円を共益費として定めて徴収し、県の歳入(雑入)に計上している。しかし、共益費の額が利用実態に見合つた設定となつていなかったために寄宿舎の光熱水費を県が過分に負担していると考えられることから、共益費の額の設定について、受益者負担の原則に基づいた見直しを検討されたい。</p> <p>また、特定個人情報の対象者の範囲が変動する場合の「特定個人情報管理台帳」の作成方法及び「特定個人情報取扱記録簿」に複数名分を一括記載した場合の処理結果の確認について、所属によって適時に行われていない事案も散見されたことから、それらの基本的な取扱方法を示すなど、多数の特定個人情報を同時に取り扱う場合であっても組織的な管理が確実に実施されるよう必要な対策を講じられたい。</p>

機関名	監査結果	講じた措置
広報県民課	特定個人情報に係る管理事務において、「個人番号確認資料管理簿」及び「特定個人情報取扱記録簿」に記録することなく特定個人情報を取り扱っていたり、特定個人情報を取り扱う場合は事前に個人情報管理者である所長以外の者の確認を受けたりするなどの事案が複数の所属で見受けられた。	<p>特定個人情報に係る管理事務の周知徹底について、総務個人情報管理者である総務室長から、個人情報管理者である各所長宛に「特定個人情報の適正な扱いの徹底について」(平成28年12月13日付)が第691号を発出し、次の指示を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理台帳等の整備</li> <li>・個人情報管理者による確認</li> </ul> <p>また、会計課出納第一係から各所長担当者に対し「非常勤専門職員等による特定個人情報の取り扱いについて」(平成28年12月20日付け)が第691号を発出し、具体的な取扱の解説及び運用上の留意事項について</p>

(通達)」に基づいた適正管理を各所属にて周知徹底するとともに、管理の状況について定期又は随時に監査を行い、その結果を情報共有するなど、各所属における安全管理措置が確実に実施されるよう対策を講じられたい。

務処理について周知徹底した。  
さらに、管理状況について、平成28年11月28日から平成29年2月13日にわたり「平成28年度岐阜県警察会計内部監査」において監査を実施したところ、県下全ての所属で適正に管理されていることを確認した。  
今後も岐阜県警察会計内部監査時に特定個人情報の管理状況及び事務手続について監査を実施し、各所属における特定個人情報の安全管理を徹底する。

岐阜県監査委員会第十五回  
地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第四十九条第一項前段の規定によつて岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、回頭後段の規定によつて通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年五月八日

岐阜県監査委員 水 小山 原 野 正  
岐阜県監査委員 藤 本 野 正  
岐阜県監査委員 杉 山 良 敏  
岐阜県監査委員 子 寶 泉 尚 敏

1 平成27年度及び平成28年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況					
平成27年度行政監査（テー・マ監査）					
(単位：件)					
テー・マ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置	(合計)
県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の検査等の実施状況について	A	B	C	A-B-C	1
職員宿舎の管理・運営について	29	25	3		

2 平成28年度行政監査（テー・マ監査）

(単位：件)

テー・マ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置	(合計)
職員宿舎の管理・運営について	A	B	C	A-B-C	5

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年3月31日に知事が通知があったもの

## II 行政監査の結果に基づき講じた措置

### 1 平成27年度行政監査（テー・マ監査）

#### ○ 県民生活の安全・安心に密接に關する分野の検査等の実施状況について

##### 講じた措置

#### ○ 機関名 (児童福祉施設の指導監査)

（児童福祉施設の指導監査）  
県民に対する説明責任、事業者による自主的な取組みの促進の観点から、指導監査の実施状況及び結果の公表に努められたい。

機関名	監査結果	講じた措置
子ども家庭課	（児童福祉施設の指導監査） 県民に対する説明責任、事業者による自主的な取組みの促進の観点から、指導監査の実施状況及び結果の公表に努められたい。	児童福祉施設に対する指導監査の実施状況及び結果について、県ホームページ上で公表した。

機関名	監査結果	講じた措置
畜産課	（畜産伝染病予防法に基づく立入検査） 改善が必要な農場に対しては、口頭ではなく文書で通知するなど指導を強化することも、度重なる指導に従わず、違反状態の改善が見込めない場合には、畜産伝染病予防法に基づく飼育・命令等規制に入れた対応を検討されたい。	平成29年2月に農林水産省が畜産伝染病予防法に基づく指導、助言、勧告及び命令に関するガイドラインを改定し、同じ事項について2年連続して指導をしても改善されない場合等には、指導、助言、勧告又は命令を行つていくことが示されたことから、本ガイドラインに基づき、文書指導や勧告、命令等を行うこととした。

機関名	監査結果	講じた措置
畜産課	（畜産伝染病予防法に基づく立入検査） 改善が必要な農場に対しては、口頭ではなく文書で通知するなど指導を強化することも、度重なる指導に従わず、違反状態の改善が見込めない場合には、畜産伝染病予防法に基づく飼育・命令等規制に入れた対応を検討されたい。	平成29年2月に農林水産省が畜産伝染病予防法に基づく指導、助言、勧告及び命令に関するガイドラインを改定し、同じ事項について2年連続して指導をしても改善されない場合等には、指導、助言、勧告又は命令を行つていくことが示されたことから、本ガイドラインに基づき、文書指導や勧告、命令等を行うこととした。

機関名	監査結果	講じた措置
畜産課	（畜産伝染病予防法に基づく立入検査） 改善が必要な農場に対しては、口頭ではなく文書で通知するなど指導を強化することも、度重なる指導に従わず、違反状態の改善が見込めない場合には、畜産伝染病予防法に基づく飼育・命令等規制に入れた対応を検討されたい。	平成29年2月に農林水産省が畜産伝染病予防法に基づく指導、助言、勧告及び命令に関するガイドラインを改定し、同じ事項について2年連続して指導をしても改善されない場合等には、指導、助言、勧告又は命令を行つていくことが示されたことから、本ガイドラインに基づき、文書指導や勧告、命令等を行うこととした。

監査課題別添付表第十六回

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第四十九条第一項前段の規定による  
岐阜県知事からの財政的援助団体等監査の結果について措置を講じたものの通知があつた  
ので、回復後段の規定による通報の事項を次のとおり公表する。  
平成二十九年四月八日

正敏尚泉

良子

祐子

原

山

水

山

岐

阜

県

監

査

課

題

別

添

付

表

第

六

十

六

1 平成28年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況					
(単位:件)					
区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの*	未措置	
	A	B	C	A-B-C	
指摘事項	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指定管理者	1 0 0	0 — —	0 1 —	
計	1 0 0	0 1 0	0 1 1	1 10 1	
指導事項	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指定管理者	1 1 3	0 0 0	0 0 3	
計	15 0 0	0 1 1	1 14 14		
検討事項	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指定管理者	0 0 0	— — —	— — —	
計	0 0 0	— — —	— — —		
指導事項	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指定管理者	0 0 0	— — —	— — —	
計	0 0 0	— — —	— — —		
所管機関	指摘事項 指導事項	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指定管理者	0 0 0	— — —	
	計	0 1 3	0 0 3	0 1 3	
合計	計	20 0	0 1	19	

\*平成29年3月31日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については次のとおり。

- ・指摘事項：是又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項